

人材と競争政策に関する検討会（第2回）  
アメリカにおける競争法と労働法の関係について

一橋大学 中窪裕也

### 1 歴史的な展開

- ・ シャーマン法（1890） 連邦法による組合活動規制！  
アメリカの労働組合の組織形態や闘争戦術にも関係
- ・ クレイトン法（1914）による解放の試みと失敗
- ・ ノリス・ラガーディア法（1932） インジャンクションの否定
- ・ 全国労働関係法（1935） いわゆるワグナー法、団結活動の保護
- ・ ニューディール期の2判決 特に後者 statutory exemption  
Apex Hosiery Co. v. Leader（1940）  
United States v. Hutcheson（1941）
- ・ 使用者との協定等にも拡大 non-statutory exemption どこに線を引くか  
Alan Bradley Co. v. Local 3, IBEW（1945） 違法例  
団交の当事者にのみ影響、義務的団交事項に関する、誠実な交渉の結果
- ・ タフト・ハートレー法（1947）  
労働組合の不当労働行為 2次的圧力行為禁止  
ランドラム・グリフィン法（1959）で補完

### 2 近年の状況

- ・ 労働者の活動である限り適用除外という点は、ほぼ定着 あまり問題にならず  
組合組織率の低下、労働者（被用者）概念の狭さも
- ・ プロスポーツ 使用者の側の競争法違反を、組合が戦術的に利用  
2011年 NFL、NBAの争議 組合が解散した上で、選手が反トラスト法訴訟  
→ 使用者は、組合の不誠実団交を主張して不当労働行為の申立て

### 3 使用者による制限的約款

- ・ 競争禁止、引き抜き禁止、秘密保持など  
伝統的に、労働者の保護や公益の観点から、州法による規制  
州法はさまざま カリフォルニア 競合避止義務禁止
- ・ 複数使用者による市場制限的なものについて、2016年ガイダンス  
その意義は？ 民事のみならず刑事制裁も